

第34期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(自 平成25年9月1日)
(至 平成26年8月31日)

株式会社ビックカメラ

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制（以下「内部統制システム」と総称する）の整備として、次のとおり基本方針を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役及び使用人に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当役員は取締役総務人事本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。担当部は、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関するマニュアルを作成・配布し、研修等を実施することにより、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ 取締役会規程に基づき、会議体において各取締役の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
- ④ 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた組織規程、職務分掌規程、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた職務権限規程に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- ⑤ コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、公益通報者保護規程に従い、取締役及び使用人が社内での法令違反行為等についての相談または通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。

- ⑥ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報管理規程」並びに「情報管理規則」に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 本部長会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。
- ③ 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、経営戦略会議、各本部会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。
- ④ 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

(5) 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業行動憲章その他必要な規程類に基づき、当社グループとして一体となった業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 経営企画部、営業部、物流部及び商品部が関係会社の統一的内部統制を管轄する。経営企画部、営業部、物流部及び商品部は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と連携し、内部監査を実施する。
- ③ リスク管理統括部門は、当社及び関係会社全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ④ コンプライアンス担当部門は、当社グループの取締役及び使用人に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- ⑤ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する。ITシステムの構築にあたっては、システム管理規程や適正な体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- ② 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- ③ 内部統制室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 企業行動憲章に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役及び使用人に配布、さらに社内研修等を通して周知徹底に努めている。
- ② 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。さらに「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- ③ 契約管理規程に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りがないことの確認を義務化している。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 内部監査室より監査役の職務を補助する使用人を選定する。
- ② 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ・ 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。

- ・内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門及び関係会社の監査役・監査室の活動概要。
 - ・当社グループの内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
 - ③ 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
 - ④ 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に対し、その説明を求めることができる。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

株式会社生毛工房
株式会社ジェービーエス
株式会社ソフマップ
株式会社東京計画
株式会社東京サービスステーション
株式会社ビックアウトレット
株式会社ビック酒販
株式会社ラネット
東京カメラ流通協同組合
豊島ケーブルネットワーク株式会社
日本BS放送株式会社
株式会社コジマ

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社バイコム
株式会社セレン
その他3社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社バイコム
株式会社セレン
その他3社

関連会社

トータルソリューション株式会社
その他1社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、豊島ケーブルネットワーク株式会社の決算日は3月31日、株式会社ラネットの決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、株式会社ソフマップにおいて、商品（中古ハード）については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

また、株式会社コジマにおいては、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、株式会社コジマにおいては、事業用定期借地権が設定されている借地上的建物について、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額（47百万円）については、債権から直接減額しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ ポイント引当金
将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。
 - ④ 商品保証引当金
販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。
 - ⑤ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
 - ② 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段：金利スワップ
 - ヘッジ対象：借入金の利息
 - ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年から10年の期間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用の減額処理をしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年、7年、10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

1. たな卸資産の評価方法の変更

当社及び一部の連結子会社における商品の評価方法は、従来、主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当連結会計年度から、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、当連結会計年度より、商品の単品単位でのレポートを含めた粗利益管理を適時かつ精緻に行うとともに、より正確な商品金額及び期間損益の計算を実現することを目的として、新会計システムに完全に移行したことに伴うものであります。

新会計システム導入前の精緻な商品の受払記録が入手不可能であるとともに、商品の単品単位でのレポート金額を確定することが不可能であるため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を前連結会計年度の期首時点において算定することは実務上不可能であります。そのため、当該会計方針の変更は、移動平均法による当連結会計年度の期首の商品の帳簿価額と、売価還元法による前連結会計年度の期末における商品の帳簿価額との差額を基に算定した累積的影響額を、当連結会計年度の期首残高に反映しております。当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映された会計方針の変更の累積的影響額により、利益剰余金の遡及適用後の期首残高は、1,337百万円増加しております。

また、この会計方針の変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度末の商品は、2,189百万円増加しております。なお、当連結会計年度の売上原価、各段階損益及び1株当たり情報への影響額は、軽微であります。

2. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が 2,059百万円、退職給付に係る負債が 8,755百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が 28百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「協賛金収入」（当連結会計年度 548百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保提供資産

担保に供している資産

現金及び預金	210百万円
売掛金	5,261百万円
商品及び製品	34,209百万円
建物及び構築物	11,225百万円
土地	36,501百万円
無形固定資産	10,720百万円
投資有価証券	54百万円
差入保証金	4,864百万円
計	103,046百万円

上記に対応する債務

短期借入金	33,473百万円
1年内返済予定の長期借入金	10,420百万円
長期借入金	19,205百万円
計	63,098百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

29,602百万円

3. 偶発債務

連結子会社である株式会社コジマにおいては、建設協力金返還請求権の信託譲渡に伴い減少した建設協力金の当連結会計年度末における未償還残高690百万円について、土地所有者による建設協力金返還が困難になるなどの事由が生じた場合の買戻義務を負っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	1,723,526	170,629,074	—	172,352,600

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	5,966	590,634	—	596,600

(注) 自己株式の数の増加は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年11月26日 定時株主総会	普通株式	858	500	平成25年8月31日	平成25年11月27日
平成26年4月11日 取締役会	普通株式	858	500	平成26年2月28日	平成26年5月19日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	858	5	平成26年8月31日	平成26年11月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用においては預金等の安全性の高い運用を行っております。資金調達においては設備等の長期資金は銀行借入や社債発行により、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金利の上昇リスク及び為替相場の変動リスクを回避ないし軽減する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。
差入保証金は、主に当社グループが展開する店舗のうちグループ外の貸貸人からの賃借物件に係るものであります。取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況等のモニタリングを実施しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及びデリバティブ内包型借入）をヘッジ手段として利用しております。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社においても、当社の社内ルールに準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結しているほか、当社及び一部の連結子会社において、複数の金融機関との間で貸出コミットメント契約を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,276	26,276	—
(2) 売掛金	30,014	29,979	△34
(3) 投資有価証券	11,294	11,294	—
(4) 差入保証金(1年内回収予定のもの を含む) 貸倒引当金(*1)	46,785 △149		
	46,636	44,183	△2,452
資産計	114,221	111,734	△2,487
(1) 買掛金	42,204	42,204	—
(2) 短期借入金	39,983	39,983	—
(3) 社債(1年内償還予定のものを含む)	15,783	16,949	1,166
(4) 長期借入金(1年内返済予定のもの を含む)	35,659	35,730	71
(5) リース債務(1年内返済予定のもの を含む)	6,435	6,139	△295
負債計	140,065	141,007	942
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(△0)	(△0)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(△0)	(△0)	—

(*1) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債は市場価格のないものであり、新株予約権付社債の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、新株予約権付社債以外の社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているもの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

一部の連結子会社において金利スワップ取引及び為替予約を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等 (* 1)	1, 228
差入保証金 (* 2)	456

(* 1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

- (* 2) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れないもの、又は、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれるものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 差入保証金」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 492円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 57円36銭 |

(注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等関係

共通支配下の取引等

連結子会社における新株式の発行及び第三者割当増資並びに当社が保有する同社株式の売出し

当社の連結子会社である日本BS放送株式会社は、平成26年3月12日に東京証券取引所市場第二部に上場しております。上場に伴い、同社は公募により新株式1,380,000株を発行し、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により新株式322,900株を発行しております。また、当社は保有する同社株式950,000株の売出しを行っております。

この結果、当連結会計年度において、持分変動利益548百万円及び関係会社株式売却益358百万円を特別利益に計上しております。また、日本BS放送株式会社に対する当社の議決権の所有割合は、62.58%となっております。

(1) 取引の概要

① 日本BS放送株式会社の公募による新株式の発行の概要

- 募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- 発行する株式の種類及び数 普通株式1,380,000株
- 発行価格 1株につき1,820円
- 引受価額 1株につき1,683.50円

この価額は、日本BS放送株式会社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金であります。

- 払込金額 1株につき1,428円

この金額は、会社法上の払込金額であり、日本BS放送株式会社の取締役会において決定された金額であります。

- 発行価格の総額 2,511百万円
- 引受価額の総額 2,323百万円
- 払込金額の総額 1,970百万円
- 払込期日 平成26年3月11日
- 法的形式 公募による新株式の発行

- ② 当社が保有する日本BS放送株式会社株式の売出しの概要
- a. 売出し株式の種類及び数 普通株式 950,000株
 - b. 売出人 野村証券株式会社
 - c. 売出方法 野村証券株式会社を引受人とする、引受人の買取引受けによる売出し
 - d. 売出価格 1株につき1,820円
 - e. 売出価格の総額 1,729百万円
 - f. 受渡期日 平成26年3月12日
 - g. 法的形式 株式の売出し
- ③ オーバーアロットメントによる売出しに関連する日本BS放送株式会社第三者割当増資の概要
- a. 発行する株式の種類及び数 普通株式 322,900株
 - b. 割当価格 1株につき1,683.50円
 - c. 払込金額 1株につき1,428円
 - d. 割当価格の総額 543百万円
 - e. 払込金額の総額 461百万円
 - f. 払込期日 平成26年4月8日
 - g. 法的形式 第三者割当増資
- (2) 実施した会計処理の概要
- 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、回収可能性がほとんど無いと判断した回収不能見込額（47百万円）については、債権から直接減額しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、期末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

たな卸資産の評価方法の変更

当社における商品の評価方法は、従来、主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度から、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、当事業年度より、商品の単品単位でのリポートを含めた粗利益管理を適時かつ精緻に行うとともに、より正確な商品金額及び期間損益の計算を実現することを目的として、新会計システムに完全に移行したことに伴うものであります。

新会計システム導入前の精緻な商品の受払記録が入手不可能であるとともに、商品の単品単位でのリベート金額を確定することが不可能であるため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を前事業年度の期首時点において算定することは実務上不可能であります。そのため、当該会計方針の変更は、移動平均法による当事業年度の期首の商品の帳簿価額と、売価還元法による前事業年度の期末における商品の帳簿価額との差額を基に算定した累積的影響額を、当事業年度の期首残高に反映しております。当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映された会計方針の変更の累積的影響額により、利益剰余金の遡及適用後の期首残高は 1,358百万円増加しております。

また、この会計方針の変更により、従来の方法に比べて、当事業年度末の商品は 2,163百万円増加しております。なお、当事業年度の売上原価、各段階損益及び 1 株当たり情報への影響額は、軽微であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「預け金」(当事業年度 1,344百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産

現金及び預金	210百万円
建物	4,095百万円
土地	26,326百万円
借地権	10,720百万円
差入保証金	2,185百万円
計	43,538百万円

上記に対応する債務

短期借入金	8,530百万円
1年内返済予定の長期借入金	9,920百万円
長期借入金	17,955百万円
東京カメラ流通協同組合の借入金	1,750百万円
計	38,155百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,883百万円

3. 保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証	
東京カメラ流通協同組合	1,750百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	26,479百万円
長期金銭債権	808百万円
短期金銭債務	4,361百万円

5. 取締役、監査役に対する金銭債務

長期金銭債務

193百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

5,067百万円

仕入高

36,151百万円

販売費及び一般管理費

6,160百万円

営業取引以外の取引による取引高

5,349百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	5,966	590,634	—	596,600

(注) 自己株式の数の増加は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ポイント引当金

3,210百万円

減損損失

2,937百万円

流動化取消による影響額

2,518百万円

退職給付引当金

2,314百万円

関係会社株式

2,050百万円

資産除去債務

1,282百万円

賞与引当金

576百万円

その他

1,652百万円

繰延税金資産小計

16,541百万円

評価性引当額

△6,161百万円

繰延税金資産合計

10,380百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△421百万円

資産除去債務に対応する除却費用

△285百万円

その他

△0百万円

繰延税金負債合計

△707百万円

繰延税金資産の純額

9,672百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社コジマ	所有 直接50.1	商品の発注業務の受託 代金の支払業務の受託 資金の貸付 役員の兼任 等	代金の支払業務の受託 (注2)	150,209	未収入金	4,821
				資金の貸付 (注3)	10,000	短期貸付金	10,000
	株式会社ソフマップ	所有 直接100.0	商品の発注業務の受託 代金の支払業務の受託 資金の貸付 不動産の賃貸 役員の兼任 等	代金の支払業務の受託 (注2)	37,156	未収入金	6,042
				資金の貸付 (注4)	△500	短期貸付金	1,000
			不動産の賃貸 (注5)	3,347	—	—	

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

2. 支払業務の受託の取引金額については、株式会社コジマ及び株式会社ソフマップから受託された金額を記載しております。支払業務の受託手数料については、当該業務に係る人件費等のコストを勘案のうえ、両者の協議により決定しております。
3. 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(90,000百万円)及び回収(80,000百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
4. 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(42,100百万円)及び回収(42,600百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。
5. 賃貸料については、近隣の相場を勘案し決定しております。

役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (個人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社シード (注2)	被所有 直接 0.2	商品仕入等	商品の仕入 (注6)	384	買掛金	55
				商品券の販売 (注6)	33	—	—
	日本精密測器株式会社 (注3)	—	商品仕入	商品の仕入 (注6)	145	買掛金	32
	株式会社ヒト・コ ミュニケーションズ (注4)	—	業務委託	業務委託料の支払 (注6)	84	未払金	10
			人材派遣	人材派遣料の支払 (注6)	21		
株式会社松柏 (注5)	—	—	不動産の売却 (注7)	—	前受金	178	

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の57.55%を直接保有しております。なお、直接保有の57.55%については、新井隆二氏からみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社SMB C信託銀行及び三井住友信託銀行株式会社へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
 3. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の64.55%を間接保有しております。
 4. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の50.91%を直接に、11.84%を間接に保有しております。なお、直接保有の50.91%については、新井隆二氏から野村信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
 5. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の100.00%を直接保有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
6. 商品の仕入、商品券の販売、業務委託料の支払及び人材派遣料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。
 7. 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて決定しております。なお、当該不動産の売却日は平成26年9月29日であり、売却価額は1,781百万円であります。また、期末残高は不動産売却のための手付金であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 422円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 37円17銭 |

(注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。